

■議案第23号 四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例について

【要旨】

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）が平成30年4月1日に施行され、「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）が改正されることに伴い、四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正するものです。

【主な改正内容】

国民健康保険・後期高齢者医療制度は、住所地で加入することが原則ですが、施設等に入所し、住所が移った被保険者については、住所地特例を設けて前住所地の被保険者としています。

現行制度においては、国民健康保険の住所地特例者が75歳到達等により後期高齢者医療制度に加入する場合、後期高齢者医療制度の住所地特例が適用されず、施設所在地の被保険者となっていました。法改正により、この場合においても、引き続き、後期高齢者医療制度の住所地特例が適用されることとなります。

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】 高齢者の医療の確保に関する法律(抜粋)

(国民健康保険法第116条の2の規定の適用を受ける者の特例)

第55条の2 国民健康保険法第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受ける国民健康保険の被保険者であつて、これらの規定により住所を有するものとみなされた市町村（以下この項において「従前住所地市町村」という。）の加入する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する者（第2号の場合においては、65歳以上75歳未満の者に限る。）が、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、第50条の規定にかかわらず、従前住所地市町村の加入する後期高齢者医療広域連合（第2号及び次項において「従前住所地後期高齢者医療広域連合」という。）が行う後期高齢者医療の被保険者とする。この場合において、当該被保険者は、第52条の規定にかかわらず、当該各号のいずれかに該当するに至つた日から、その資格を取得する。

(1) 75歳に達したとき。

(2) 厚生労働省令で定めるところにより、第50条第2号の政令で定める程度の障害の状態にある旨の従前住所地後期高齢者医療広域連合の認定を受けたとき。

2 前条の規定は、前項の規定により従前住所地後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。